

三朝町告示第54号

令和7年第2回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月30日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 期 日 令和7年6月10日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 貴美子

河 村 明 浩

松 原 成 利

能 見 貞 明

山 口 博

遠 藤 勝太郎

小 椋 泰 志

吉 村 美穂子

松 原 茂 隆

石 田 恭 二

藤 井 克 孝

吉 田 道 明

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

## 第2回 三 朝 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和7年6月10日（火曜日）

---

### 議事日程

令和7年6月10日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定）

報告第2号 令和6年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 令和6年度三朝町一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第4号 令和6年度三朝町下水道事業会計予算繰越計算書について

例月出納検査の結果報告について

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

陳情第7号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情

陳情第8号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める陳情

陳情第9号 消費税率5％への引き下げとインボイス制度の廃止を求めるよう国に意見書をあげるよう求める陳情書

陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第6 議案第29号 専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）

日程第7 議案第30号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第8 議案第31号 専決処分の承認について（令和6年度三朝町一般会計補正予算（第9号））

日程第9 議案第32号 令和7年度三朝町一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第33号 令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第34号 令和7年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第12 議案第35号 令和7年度三朝町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第36号 三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第14 議案第37号 財産の処分について（旧三朝町立東小学校 土地）
- 日程第15 議案第38号 財産の無償譲渡について（旧三朝町立東小学校）

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定）
- 報告第2号 令和6年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 令和6年度三朝町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第4号 令和6年度三朝町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第7号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情
- 陳情第8号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める陳情
- 陳情第9号 消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求めるよう国に意見書をあげるよう求める陳情書
- 陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）
- 日程第7 議案第30号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第8 議案第31号 専決処分の承認について（令和6年度三朝町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第9 議案第32号 令和7年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第34号 令和7年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第35号 令和7年度三朝町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第36号 三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第14 議案第37号 財産の処分について（旧三朝町立東小学校 土地）

日程第15 議案第38号 財産の無償譲渡について（旧三朝町立東小学校）

---

#### 出席議員（12名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 森 貴美子    | 2 番 小 椋 泰 志  |
| 3 番 河 村 明 浩  | 4 番 吉 村 美穂子  |
| 5 番 松 原 成 利  | 6 番 松 原 茂 隆  |
| 7 番 能 見 貞 明  | 8 番 石 田 恭 二  |
| 9 番 山 口 博    | 10 番 藤 井 克 孝 |
| 11 番 遠 藤 勝太郎 | 12 番 吉 田 道 明 |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 欠 員（なし）

---

#### 事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 藤 井 和 正 主事 ..... 菅 田 知 佳

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

|                 |         |               |         |
|-----------------|---------|---------------|---------|
| 町長 .....        | 松 浦 弘 幸 | 副町長 .....     | 赤 坂 英 樹 |
| 教育長 .....       | 西 田 寛 司 | 総務課長 .....    | 矢 吹 和 美 |
| 地域振興監 .....     | 藤 井 紀 好 | 会計管理者 .....   | 毛 利 純   |
| 財政課長 .....      | 吉 田 栄 治 | 町民課長 .....    | 山 口 良 輔 |
| 建設水道課長 .....    | 松 村 倫 明 | 福祉課長 .....    | 岩 山 裕 和 |
| 観光交流課長 .....    | 竹 本 将 樹 | 農林課長 .....    | 山 中 恵 子 |
| 農業委員会事務局長 ..... | 山 本 達 哉 | 総務課参事 .....   | 山 口 圭 一 |
| 企画健康課参事 .....   | 米 田 真   | 建設水道課参事 ..... | 蔵 増 繁 幸 |
| 教育総務課長 .....    | 角 田 正 紀 | 社会教育課長 .....  | 谷 川 篤 志 |

午前 10 時 10 分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、7 番、能見貞明議員、8 番、石田恭二議員を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 18 日までの 9 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 18 日までの 9 日間と決定いたしました。

9 日間の日程につきましては、お手元に配付している日程予定表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、9 日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

---

日程第 3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告第 1 号、議会の委任による専決処分 of 報告について（刑法等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例の設定)、報告第2号、令和6年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号、令和6年度三朝町一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第4号、令和6年度三朝町下水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。

松浦町長。

○町長(松浦 弘幸君) おはようございます。報告案件について申し上げます。

報告第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての専決処分につきましては、関係法令の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行いましたので、地方自治法の規定により本議会に報告するものでございます。

報告第2号から報告第4号までの3件については、それぞれ令和6年度において翌年度に繰り越した事業の繰越計算書について報告するもので、報告第2号は一般会計において繰越明許費を設定していた17事業について、報告第3号は一般会計において事故繰越した6事業について、報告第4号は下水道事業会計において繰り越した事業について、それぞれ地方自治法施行令、地方公営企業法施行令の規定により本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長(吉田 道明君) 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和7年2月、3月、4月分の報告書が、また、教育委員会から令和6年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書がそれぞれ提出されていますので、閲覧願います。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長(吉田 道明君) 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長(松浦 弘幸君) 行政報告を申し上げます。

初めに、今年のゴールデンウィークも、三朝温泉と三徳山を中心に、日本遺産ウィークとして、日本遺産花火や花湯まつりなどのイベントをはじめ様々な催しが行われ、日本遺産を通じて、三朝町の魅力を多くの方に体感していただくことができました。

次に、3月29日、三朝町消防団東小鹿班に、総務省消防庁から救助用資機材・小型動力ポンプ積載車が無償貸し付けされました。この車両配備により、東小鹿班は機動班として、住民の安全・安心のため、重要な役割を担っていただけるものと期待をしております。

次に、4月24日、25日の2日間、地区ごとに春の区長会を開催し、各集落から様々な課題

等や、町が行っている事業に対する御意見や御要望をお聞きしました。この会でいただいた御意見をまちづくりに生かしてまいりたいと思っております。

最後に、町内小学校の統合に伴い、空き校舎となっていた旧東小学校施設の買受け候補者が決定し、５月２２日には、買受け候補者である学校法人須磨学園による小鹿・三徳地域を対象にした地元説明会が開催されました。

引き続き、町民皆さんに事業の進捗状況をお知らせしながら、必要な手続を進めてまいります。  
以上、行政報告といたします。

---

#### 日程第５ 陳情の委員会付託

○議長（吉田 道明君） 日程第５、陳情の委員会付託を行います。

陳情第７号、裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情、陳情第８号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める陳情、以上、２件の陳情は、総務教育常任委員会に付託いたします。

陳情第９号、消費税率５％への引き下げとインボイス制度の廃止を求めるよう国に意見書をあげるよう求める陳情書は、産業民生常任委員会に付託いたします。

陳情第１０号、地方財政の充実・強化を求める陳情は、総務教育常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第６ 議案第２９号 から 日程第１５ 議案第３８号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第６から日程第１５までの１０件の議案を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第６から日程第１５、すなわち議案第２９号から議案第３８号の１０件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第２９号、三朝町税条例の一部改正及び議案第３０号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分につきましては、それぞれ関係法令の一部改正に伴い、本町の条例につ

いて所要の改正を行ったものでございます。

議案第 3 1 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 9 号）についての専決処分について、概要を申し上げます。歳入につきまして、主に地方譲与税、特別交付税等の額が確定したこと等により、それぞれ調整を行ったものでございます。また、歳出につきましては、特別交付税の増額等に伴って生じた一般財源の一部について、それぞれ目的に即した基金へ積み立てするものでございます。これらによりまして、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 6,854 万円を増額し、補正後の予算額を 67 億 2,984 万 4,000 円とするものでございます。

議案第 3 2 号、令和 7 年度三朝町一般会計補正予算（第 1 号）について、主な内容を申し上げます。

初めに、農林業の振興策についてでございます。農業分野におきましては、農地の維持、継続等の取組の支援について、事業の需要見込みにより、所要の額を増額するものでございます。また、林業分野につきましては、森林整備基金を活用し、間伐事業等のさらなる推進を図ることとし、県と協働して支援するものでございます。

次に、物価高騰等への対策でございます。昨年度、物価高騰対策として実施した定額減税につきまして、減税し切れなかった差額につきまして必要な措置を講ずるもので、全額国庫支出金により実施するものでございます。また、コミュニティ助成事業等を活用し、健康増進事業や消防団活動等で活用する備品を整備するほか、地域住民の活動拠点のさらなる利便性向上を図るため、必要な措置を講ずるものでございます。このほか、今期の補正では、4 月の人事異動等に伴う所要の措置として、各費目の職員人件費の補正を行うこととしております。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源につきまして、国、県の支出金や助成金等の活用を図ることとし、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ 7,402 万 1,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 59 億 8,402 万 1,000 円とするものでございます。

議案第 3 3 号、令和 7 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、三徳川護岸工事に伴う温泉管の移転工事につきまして、資材価格高騰等の影響により、工事関連費用を増額計上するものでございます。

議案第 3 4 号、令和 7 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、4 月の人事異動等に伴い、所要の調整を行うものでございます。

議案第 3 5 号、令和 7 年度三朝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、4 月の人事異動及び下水道管の移転工事費を増額する等、所要の調整を行うものでございます。

議案第 3 6 号、三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定につきましては、旧三

朝町立三朝小学校施設を交流拠点施設として活用するに当たって、施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものでございます。

議案第 37 号、財産の処分について及び議案第 38 号、財産の無償譲渡につきましては、旧三朝町立東小学校の土地及び施設について、いずれも学校法人須磨学園を相手方とし、売却、無償譲渡することにより、地域活性化を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議の上、承認、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について、細部説明を求めます。

議案第 29 号、専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）、議案第 30 号、専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）。

山口町民課長。

○町民課長（山口 良輔君） 議案第 29 号、三朝町税条例の一部改正に係る専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案書 23 ページから 33 ページを御覧いただきたいと思います。この議案は、専決第 2 号として実施した三朝町税条例の一部改正の専決処分について承認をいただきたいと思いますものでございます。

改正の理由は、令和 7 年 3 月 31 日に公布された、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により、個人住民税、軽自動車税及びたばこ税に関する見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、個人住民税については特定親族特別控除の創設に係る規定の整備、また、軽自動車税については二輪車の車両区分の見直し、マイナ免許証の運用に伴う免許証提示義務に係る規定の整備です。

施行期日は、原則として令和 7 年 4 月 1 日ですが、特定親族扶養控除の改正規定は令和 8 年 1 月 1 日、たばこ税に係る改正規定は令和 8 年 4 月 1 日でございます。

続いて、議案第 30 号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案書 35 ページから 37 ページを御覧いただきたいと思います。この議案は、専決第 3 号として実施した三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について承認をいただきたいと思いますものでございます。

改正の理由は、令和 7 年 3 月 31 日に公布された、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税の課税限度額などが見直されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金の課税限度額を24万円から26万円に見直しを行います。また、5割及び2割の保険料減額になる世帯の所得基準の額も見直しを行います。

施行期日は、令和7年4月1日です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第31号、専決処分の承認について（令和6年度三朝町一般会計補正予算（第9号））、議案第32号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第1号）。

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第31号、専決第4号、令和6年度三朝町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容を事項別明細書により御説明させていただきます。議案書は50ページからでございます。

歳入につきまして、地方譲与税及び各種交付金等の額の確定に伴い、それぞれ所要の調整を行ったものでございます。このうち、51ページ、一番下、地方交付税につきまして、特別交付税を1億9,000万円と見込んでおりましたが、3億6,170万9,000円に確定しましたので、その差額を増額したものでございます。

また、52ページ、歳出につきましては、特別交付税の増額等に伴って生じた一般財源の一部について、後年度において、町民の福祉を増進するための事業のほか、新たな施設の整備や改修、公債費償還の後年度負担等の財源に充てるため、それぞれ目的に即した基金へ積み立てするものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第32号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書は55ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,402万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億8,402万1,000円とするものでございます。

主な内容を事項別明細書により御説明させていただきます。歳出から御説明申し上げます。

まず、63ページ、総務費、下から3つ目でございます、小学校跡地活用事業では、先行利用に係る施設の維持管理経費を計上いたします。

その下、コミュニティ助成事業を活用しまして、健康増進事業等で活用する備品の購入を支援するほか、NHKと共同で行う公開番組の開催が決定しましたので、必要となる費用を措置するものでございます。

次のページ、一番下、定額減税調整給付金事業費につきましては、物価高騰に伴う影響を緩和するため、国事業として減税し切れなかった差額を補足給付するなど、所要の措置を講ずるものでございます。財源につきましては、全額、国の交付金を活用いたします。

また、65ページ、衛生費、下から2つ目、予防接種費用の一部について、国の助成が廃止となったことを受け、接種費用の自己負担額の見直しを行うもので、財源と併せて補正計上するものでございます。

次のページ、農林水産業費中ほど、農業収入保険負担軽減緊急支援事業補助金につきましては、農業収入保険の保険料の一部を支援し、農業者のリスクへの備えの強化と経営の安定化をもって地域農業の維持発展を図るため、必要な措置を講ずるものでございます。

その下、担い手農家や兼業農家に対する農業機械等の導入支援について、農地の維持・継続等の取組をさらに推進するため、事業の需要見込みにより所要の額を増額するもので、これらの事業の財源につきましては、ふるさと応援基金を活用するものでございます。

また、三徳地区多目的研修会施設におきまして、地域住民の地域活動拠点としてのさらなる利便性向上を図るため、調理室内に空調機器を新設することとし、整備に必要となる費用を措置するものでございます。

林業関係では、めくっていただきまして、上から2つ目及び3つ目の事業になりますが、間伐事業のさらなる促進等を図るほか、地域の森林保全を推進するため、安全で正確な伐木技術向上を競う大会等を支援するもので、これらの事業の財源につきましては、森林整備基金を活用するものでございます。

その下、商工費中ほど、温泉配湯事業特別会計繰出金及び、一番下、下水道事業会計補助金につきましては、三徳川護岸工事に伴う温泉及び下水道管移転工事費の変更等に伴い、一般会計から繰出金及び補助金の調整を行ったものでございます。

めくっていただきまして、中ほど、消防費、消防団の力向上モデル事業でございます。消防団員の安全確保及び士気高揚を図るため、防火服を整備するほか、消防団員確保に係る取組やPR活動等で活用する備品等を整備するもので、国庫支出金を活用して実施いたします。

次に、一番下になりますが、小学校の体育館につきまして、式典等に対応するため、移動折り畳み式のステージ設備を整備しようとするもので、財源につきましては、ふるさと応援基金を活用するものでございます。

次のページ、一番下、公共施設営繕基金積立金につきましては、旧東小学校の土地売払い金につきまして、今後の公共用施設等の計画かつ安定的な整備等、営繕に活用するため、積立てをす

るものでございます。

最後に、今期の補正予算では、4月の人事異動等に伴い、それぞれの費目におきまして人件費の補正を行っております。

また、歳入につきましては、61ページからになります。下から2番目、財産収入、土地建物売払収入につきましては、先ほど触れましたが、旧東小学校の土地売却に係る土地売払い収入を計上するものでございます。

このほか、国、県の支出金、各種助成金、基金等の活用を図ることとし、所要の調整を行うこととしております。以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第33号、令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）、議案第34号、令和7年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第35号、令和7年度三朝町下水道事業会計補正予算（第1号）。

松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村 倫明君） 議案第33号、令和7年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書は73ページからでございますが、78ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ900万円増額し、総額を4,640万円とするものでございます。

ページをめくっていただき、79ページ、下表、歳出の説明欄の温泉配湯改良事業費につきましては、三徳川左岸工事に伴う温泉管移設における材料の変更及び線形変更に伴い、材料費及び布設工事等を増額したいものでございます。財源につきましては、一般会計からの繰入れを予定しております。以上でございます。

続きまして、議案第34号、令和7年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書は81ページからでございますが、83ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量の補正のうち、建設改良事業費を182万2,000円増額し、2億5,779万6,000円に、第3条、収益的収入及び支出のうち、収入、第1款水道事業収益を17万3,000円増額し、1億2,837万3,000円に、支出、第1款水道事業費用を5万5,000円減額し、1億1,754万5,000円に、第4条、資本的収入及び支出のうち、支出、第1款水道事業資本的支出を182万2,000円増額し、2億6,302万2,000円に、第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を15万1,000円減額し、1,804万1,000円としたいものでございます。

詳細につきましては、議案書 95 ページをお願いいたします。収益的収入では、今期 6 月補正予算に伴う消費税及び地方消費税を再計算したことによる還付金の増、その下と 96 ページの収益的支出につきましては、水道事業の総係費として、4 月の人事異動に伴う職員人件費の調整、その下、資本的支出の建設改良費の車両運搬具購入は公用車更新を予定しております。以上でございます。

続きまして、議案第 35 号、令和 7 年度三朝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案書は 97 ページからでございますが、99 ページをお願いいたします。

第 2 条、業務の予定量の補正のうち、建設改良事業費を 1 億 600 万減額し、8,173 万 7,000 円に、第 3 条、収益的収入及び支出のうち、収入、第 1 款下水道事業収益を 371 万円減額し、2 億 1,919 万円に、支出、第 1 款下水道事業費を 92 万 7,000 円増額し、2 億 2,242 万 7,000 円に、第 4 条、資本的収入及び支出のうち、収入、第 1 款下水道事業資本的収入を 9,990 万円減額し、1 億 7,160 万円に、支出、第 1 款下水道事業資本的支出を 1 億 600 万円減額し、1 億 8,320 万円に、第 6 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を 280 万 4,000 円減額し、1,368 万 9,000 円としたいものでございます。

詳細につきましては、議案書、112 ページをお願いいたします。収益的収入では、今期 6 月補正に伴う消費税及び地方消費税を再計算したことにより還付が発生しない見込みのため、371 万円を減額し、その下、収益的支出につきましては、下水道事業の営業費用総係費として、4 月の人事異動に伴う職員人件費の調整、さらに、その下、営業外費用、消費税及び地方消費税につきましては、今期 6 月補正予算で納付見込みとなる 371 万円を新たに計上したいものでございます。

めくっていただき、議案書 113 ページをお願いします。資本的収入では、国庫補助金の配分が予定より少なかったことにより 9,990 万円減額し、その下、資本的支出につきましても同様に、国庫補助金に合わせて 1 億 600 万円減額したいものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 36 号、三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定について、議案第 37 号、財産の処分について（旧三朝町立東小学校 土地）、議案第 38 号、財産の無償譲渡について（旧三朝町立東小学校）。

藤井地域振興監。

○地域振興監（藤井 紀好君） 議案第 36 号、三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例

の設定について御説明をさせていただきます。議案書は115ページからでございます。

この条例は、令和6年9月に廃校となりました旧三朝小学校を、地域住民や児童、民間団体等の多様な人材が垣根を越えて交流し、次世代のまちづくりの拠点として利用すべく、この施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、地方自治法の規定に基づき、条例を設定するものでございます。

施行日は、規則で定めることとしております。

なお、今回の設置及び管理に関する条例は、先行利用を進めるため、骨格部分とさせていただき、次年度の改修工事及び実際の利用に併せて条例改正を行う予定としております。その際は、改めて議会にお諮りをしたいと考えております。以上です。

続きまして、議案第37号、財産の処分（旧三朝町立東小学校 土地）について御説明をさせていただきます。議案書は117ページでございます。

旧三朝町立東小学校は、小学校の統合に伴い閉校となりました学校施設と敷地等の利活用について、学校法人須磨学園が買受け候補者に決定いたしました。このため、旧三朝町立東小学校の学校、土地につきまして、鑑定評価額を根拠とした基準価格を売却予定価格とし、売却したく、地方自治法及び三朝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。以上です。

続きまして、議案第38号、財産の無償譲渡（旧三朝町立東小学校）について御説明をさせていただきます。議案書は119ページでございます。

旧三朝町立東小学校は、小学校の統合に伴い閉校となりました学校施設と敷地等の利活用について、買受け候補者を学校法人須磨学園と決定したところでございます。

買受け候補者と譲渡について協議を重ねた結果、今後事業を展開する上で相当な施設改修費が必要となることから、譲渡金額を考慮すべきと判断したため、旧三朝町立東小学校の学校施設を譲渡後は事業継続をすること、地域とのつながりなどを条件に、学校法人須磨学園に無償譲渡することにより地域振興に寄与するため、地方自治法の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

---

○議長（吉田 道明君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時46分散会

---